

大田市可燃物収集運搬等業務委託公募型プロポーザル審査要領

大田市可燃物収集運搬等業務委託公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「大田市可燃物収集運搬等業務委託公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は100点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 組織評価 (50点)
- (2) 提案内容評価 (50点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所
令和8年3月13日(金) ※予定
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションには、原則として契約締結後に総括責任者になる予定の者の出席を必須とし、出席者は説明者(パソコン操作員等)を含め3名以内とする。
 - ② プレゼンテーションの時間は、1者につき20分以内とする。
 - ③ それぞれのプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分間設ける。
 - ④ 正式な日時、場所及び個別の開始予定時刻は、別途通知する。
- (3) その他
 - ① プレゼンテーションの必要機材のうち、大型ディスプレイ、スピーカー、マイク等は市が準備する。その他については、各参加者が持参すること。
 - ② 審査委員会当日に、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 見積額については、提出された経費見積書により、算定式に基づき、事務局において採点する。
価格評価点 = 配点(10点) × 全体の最低提案額 ÷ 当該提案額
※小数点以下の端数が生じた場合は、少数点以下を四捨五入する。
- (3) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準に基づいて審査を行う。

- (4) 全ての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査点数を集計し、候補者と次点者を決定する。
- (5) 各委員の得点を、採点項目ごとに集計し、さらに採点項目ごとの合計得点を合算して全体の合計得点を算出する。最も合計得点が高いものを受託候補者として選定する。
- 合計得点の1位が複数者ある場合は、各項目で最高得点を獲得した委員数が多いものを受託候補者とする。
- また、最高得点を獲得した委員数が同数となった場合は、業務委託受託額が最も安価なものを受託候補者とする。
- さらに、業務委託受託額が同額の場合は、審査委員による協議で委員の過半数の賛成を得たものを受託候補者とする。
- (6) 参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準(審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること)を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。
- (7) 受託候補者が契約前にあって、業務内容の協議が整わなかった場合は、次に合計得点の高い者を受託候補者とし協議を行うものとする。
- (8) 審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

5 審査基準

100点満点

審査項目区分	審査項目	評価の視点	配点
組織評価	経営規模	・資金力(資本金)等 ・経営状態は安定しているか。5年間の業務継続は可能か。	10点
	業務実績	・大田市一般廃棄物処理業(収集運搬)業務の実績は十分あるか。 ・大田市の廃棄物処理方法について、知識を有しているか。	10点
	実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制(人員)か。 ・有資格者を擁しており、適切に業務を提供することが認められるか。 ・疾病や傷病等で欠員が生じる場合でも、代人をもって充てる人員配置が可能な体制か。	20点
	提案内容の的確性	・提案内容は仕様書で示している業務要求基準を充足しているか。 ・実施手法は的確であるか。	10点
提案内容評価	取り組み姿勢	・積極的に取り組み意欲を感じられるか。 ・専門知識・技術力の豊かさが感じられ、提案内容に説得力があるか。	10点

	雇用計画	・適切な賃金水準や労働環境の確保に向けた計画になっているか。 ・現在勤める市の会計年度任用職員を優先的に雇用する計画になっているか。(長期継続雇用が可能か) ・大田市在住者を積極的に雇用する計画になっているか。	20点
	地域貢献	・ボランティア活動の実績があるか。 ・ボランティア活動に積極的に取り組む姿勢があるか。 ・人権に関する研修への受講実績があるか。	10点
	見積額の妥当性	・委託限度額以内であるか。 ・妥当な提案価格か。	10点

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、これを失格とする。

- ① 資格要件を満たさない者又は事業実施予定者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ② 参加表明書を提出しなかった者の提案
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ④ 見積額が事業規模を超える提案
- ⑤ 提出書類の不鮮明等により必要事項が確認できない提案
- ⑥ その他、本プロポーザルに関する状況に違反した提案

7 審査結果の通知及び公表

受託候補者を決定したときは、全ての提案者に対し審査の結果を通知するものとする。また、市公式ホームページへの掲載により、審査の結果(候補者氏名と獲得合計得点数及び参加届出書を提出した者の獲得合計得点数)を公表するものとする。